

静岡県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年2月2日

告示第1号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、静岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、静岡県内の全市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、静岡県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち次の各号に掲げる事務を処理する。ただし、当該各号に掲げる事務のうち別表第1に定める事務については、関係市町において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、静岡市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

2 広域連合議員は、関係市町の長及び議会の議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応

じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市長 6人
- (2) 町長 4人
- (3) 市議会議員 6人
- (4) 町議会議員 4人

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる者 すべての市長をもって組織する団体又は関係市町(市に限る。)の長の総数の8分の1以上の者
 - (2) 前条第2項第2号に掲げる者 すべての町長をもって組織する団体又は関係市町(町に限る。)の長の総数の8分の1以上の者
 - (3) 前条第2項第3号に掲げる者 すべての市議会の議長をもって組織する団体又は関係市町(市に限る。)の議会の議員の定数の総数の20分の1以上の者
 - (4) 前条第2項第4号に掲げる者 すべての町議会の議長をもって組織する団体又は関係市町(町に限る。)の議会の議員の定数の総数の20分の1以上の者
- 2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあつては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあつては各町議会において選挙するものとする。
- 3 各市町議会における選挙については、地方自治法第118条第1項(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第95条の規定を準用する部分を除く。)の例による。
- 4 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町議会における選挙についてはすべての町議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町の長又は議会の議員としての任期による。

- 2 広域連合議員が関係市町の長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。
- 3 広域連合の議会の解散があつたとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければ

ならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。

- 2 広域連合に会計管理者を置く。
- 3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票によりこれを選挙する。

- 2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。
- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。
- 4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。
- 5 会計管理者は、広域連合長が関係市町の会計管理者のうちから選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

- 2 会計管理者が関係市町の会計管理者でなくなったときは、同時にその職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域

連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条第2項、第12条第5項及び第13条第2項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。
- 3 平成19年3月31日までの間における第14条の規定の適用にあつては、同条中「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。
- 4 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、静岡県市町村センターにて行うものとする。

附 則 (平成24年10月22日協議)

この規約は、この規約に係る地方自治法第291条の3第3項の規定による協議が成立した日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

- | |
|--------------------------|
| 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 |
| 2 <u>資格確認書等</u> の引渡し |

- 3 資格確認書等の返還の受付
- 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し（一部負担金の減免申請及び給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合の被保険者からの届出の受付を含む。）
- 5 保険料に関する申請の受付
- 6 前各項に規定する事務に付随する事務

別表第2（第17条関係）

1 共通経費	
	負担割合
高齢者人口割	50%
人口割	40%
均等割	10%
2 医療給付に要する経費	
高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額	
3 保険料その他の納付金	
高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額	
市町が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額	

備考

- 1 高齢者人口割については、予算の属する年度の前々年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。ただし、平成24年度及び平成25年度に係る高齢者人口割については、当該年度の前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、予算の属する年度の前々年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口による。ただし、平成24年度及び平成25年度に係る人口割については、当該年度の前々年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。